

## 記者発表資料

令和8年4月16日

件名	個人情報及び特定個人情報等の管理状況に関する監査の未実施について
内容	<p>個人情報の取扱いについては、地方公共団体においては関係法令に従い、国の個人情報保護委員会の示す事務対応ガイド等に沿って事務を進めるとされています。</p> <p>本市では、柳井市個人情報の取扱いに関する管理規程においては第6条及び第43条に、柳井市特定個人情報の取扱いに関する管理規程においては第8条及び第50条に、それぞれ各課等の保有個人情報又は特定個人情報等の管理状況について、監査責任者である総務課長が定期的に及び随時に監査を行うこと等の規定を設けております。</p> <p>しかし、これらの規定に反して、個人情報の管理状況については令和7年度、特定個人情報等の管理状況については令和4年度から令和7年度まで、各課等への監査を実施しておりませんでした。</p> <p>令和8年度においては、4月14日に監査日程を庁内周知しており、5月22日までに各課等に対し、書面監査及び実地監査を実施することとしております。</p> <p>また、令和9年度以降においても、定期的に及び随時に監査を実施していく予定としております。</p> <p>今回の事案に至ったことを重く受け止め、今後事務の執行に遺漏のないよう徹底してまいります。</p>
備考	
問い合わせ	柳井市総務課 久角 電話：0820-22-2111（内線430）